

第四十回国会 衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第二十七号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十一時五十六分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 佐々木秀世君 理事 鈴木 正吾君

理事 塚原 俊郎君 理事 久野 忠治君

理事 周東 英雄君 理事 前田榮之助君

飯塚 定輔君 大野 市郎君

田邊 國男君 保岡 武久君

安宅 常彦君 武藤 山治君

佐々木良作君

委員外の出席者

議長 清瀬 一郎君

副議長 原 健三郎君

議員 谷口善太郎君

事務総長 山崎 高君

本日の会議に付した案件

庶務小委員長の報告

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案起草の件

衆議院事務局職員定員規定の一部を改正する規程案起草の件

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件

国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程制定の件

国会議員の秘書の退職手当支給規程制定の件

国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程制定の件

裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程改正の件

給規程改正の件

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館職員に賄雑費支給の件

事務局の人事承認の件

常任委員会専門員等の人事の選考方針に関する件

本日の本会議の議事に関する件

次回の本会議等の件

給規程改正の件

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件

賄雑費支給の件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館職員に賄雑費支給の件

事務局の人事承認の件

常任委員会専門員等の人事の選考方針に関する件

本日の本会議の議事に関する件

次回の本会議等の件

○福田委員長 これより会議を開きます。

この際、庶務小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。佐々木秀世君。

○佐々木(秀)委員 昨日の庶務小委員会で協議決定いたしました案件について、御報告いたします。

第一は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案であります。この法律案は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律のほか、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律、国会議員の秘書の給料等に関する法律、議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律並びに国会議員互助年金法について所要の改正を行なおうとするもので、その内容は、まず第一に、

国会議員の通信費、議会雑費、審査雑費及び立法事務費をそれぞれ改定し、

第二に、国会議員の公務上の災害に対する補償制度を両議院の議長において協議決定することとし、これと特別弔慰金及び互助年金との調整をはかり、

第三に、秘書の滞在雑費を改定するとともに、退職手当の制度を両議院の議長において協議決定することとしたし、

第四に、公庫、公団等政府出資半額以上の法人、その他両議院の議長が協議して定める法人の役員が職務の關係で証人、公述人または参考人として議院に出席する場合には、公共企業体の役員と同様に、旅費及び日当は支給しないこととしたものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正案外二件の規程案であります。これらの規程案は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部改正に伴うものであります。

第一は、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正案であります。この規程案は、国会議員の応召、帰郷及び派遣旅費並びに議会雑費を改定し、弔慰金及び特別弔慰金を受ける遺族の順位を、災害補償法の遺族の順位と同様に改めるものであります。

第二は、国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程案であります。規程案は、国会議員の公務上の災害に対する補償等について両議院の議長が協議して定めるものであります。

その内容は、補償額算定の基礎となる平均給与額等を定め、補償の実施等につき異議のある場合の審査機関として、災害補償審査委員会を両院に設置することのほかは、政府職員の例に準じたものであります。

災害補償審査委員会の委員は、衆議院においては、議員十人を議長が委嘱するほか事務総長を充てることとしたものであります。

第三は、国会議員の秘書の退職手当支給規程案であります。この規程案は、国会議員の秘書に対し、新たに退職手当制度を設けるものであります。その内容は、国会議員の任期満了等による退職及び衆議院の解散による特殊事由によって退職した秘書の退職手当の額、並びにこれらの者が再び秘書となった場合における勤続期間の計算等を定め、経過措置として、施行期日前における六か月以上の在職期間を、施行日後の在職期間に折算することとしたほかは、原則として政府職員の例に準ずることとしたものであります。

次に、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程案であります。この規程案は、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等について規定したものであります。これは、昭和三十五年十二月法律第百四十八号をもって改正された国会議員の秘書の給料等に関する法律に基づき両議院の議長が協議して定めるものであります。その内容は、さきに述べました国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程とほぼ同様に規定いたしましたものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案であります。この規程案は、法制局における立案審議の機能の増進をはかるため、法制局職員定員を七月一日から一人増員し、七十人から七十一人に改めようとするものであります。

次に、裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程案であります。この規程案は、議会雑費及び審査雑費の定額の改定に伴い、委員長職務雑費及び委員職務雑費を改定するとともに、字句の整理を行なうものであります。

次に、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程案であります。この規程案も、議会雑費及び審査雑費の定額の改定に伴い、裁判長の職務雑費及び委員職務雑費を改定するものであります。

次に、賄雑費支給の件であります。これは国会議員の給与等に関する

た国会議員の公務上の災害に対する補償等の規程とほぼ同様に規定いたしましたものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案であります。この規程案は、衆議院事務局職員定員を千五百二人から千五百五十六人に改めようとするものであります。その内容は、四月一日から元赤坂離宮の管理要員五人及び臨時職員定員内振りかえ四十四人、七月一日から自動車運転手等五人を増員するものであります。

次に、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案であります。この規程案は、法制局における立案審議の機能の増進をはかるため、法制局職員定員を七月一日から一人増員し、七十人から七十一人に改めようとするものであります。

次に、裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程案であります。この規程案は、議会雑費及び審査雑費の定額の改定に伴い、委員長職務雑費及び委員職務雑費を改定するとともに、字句の整理を行なうものであります。

次に、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程案であります。この規程案も、議会雑費及び審査雑費の定額の改定に伴い、裁判長の職務雑費及び委員職務雑費を改定するものであります。

次に、賄雑費支給の件であります。これは国会議員の給与等に関する

た国会議員の公務上の災害に対する補償等の規程とほぼ同様に規定いたしましたものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案であります。この規程案は、法制局における立案審議の機能の増進をはかるため、法制局職員定員を七月一日から一人増員し、七十人から七十一人に改めようとするものであります。

次に、裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程案であります。この規程案は、議会雑費及び審査雑費の定額の改定に伴い、委員長職務雑費及び委員職務雑費を改定するとともに、字句の整理を行なうものであります。

次に、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程案であります。この規程案も、議会雑費及び審査雑費の定額の改定に伴い、裁判長の職務雑費及び委員職務雑費を改定するものであります。

次に、賄雑費支給の件であります。これは国会議員の給与等に関する

た国会議員の公務上の災害に対する補償等の規程とほぼ同様に規定いたしましたものであります。

規程第十三条の規定によつて、国会開
会中の事務の繁閑の状況に従い、毎年
年度末に委員会の承認を得て支給いた
してありますが、本年もこれを支給し
たいと思ひます。
以上、御報告申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律等の一部を改正
する法律案

(国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の歳費、旅費及び
手当等に関する法律(昭和二十二
年法律第八十号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八条の二ただし書中「千円」
を「千五百円」に改める。

第九条中「二万円」を「五万円」
に改める。

第十二条の二中「公務上死亡し
たときは」を「その職務に関連し
て死亡した場合(次条の規定による
補償を受ける場合を除く。)に
は」に改め、同条の次に次の一条
を加える。

第十二条の三 議長、副議長及び
議員並びにこれらの者の遺族
は、両議院の議長が協議して定
めるところにより、その議長、
副議長又は議員の公務上の災害
に対する補償等を受ける。

(国会における各会派に対する立
法事務費の交付に関する法律の一
部改正)

第二条 国会における各会派に対す
る立法事務費の交付に関する法律
(昭和二十八年法律第五十二号)の

一部を次のように改正する。
第三条中「二万円」を「三万円」
に改める。

(国会閉会中委員会が審査を行う
場合の委員の審査雑費に関する法
律の一部改正)

第三条 国会閉会中委員会が審査を
行う場合の委員の審査雑費に関す
る法律(昭和三十三年法律第二百
十九号)の一部を次のように改正
する。

第一項本文中「二万五千円」を
「三万円」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関す
る法律の一部改正)

第四条 国会議員の秘書の給料等に
関する法律(昭和三十三年法律第
百二十八号)の一部を次のように
改正する。

第二条中「三百円」を「四百五
十円」に改める。

第五条の三の次に次の一条を加
える。

(退職手当)

第五条の四 国会議員の秘書及び
その遺族は、その国会議員の秘
書の退職(死亡による退職を含
む)の場合には、両議院の議長
が協議して定めるところによ
り、退職手当を受ける。

(議院に出頭する証人等の旅費及
び日当に関する法律の一部改正)

第五条 議院に出頭する証人等の旅
費及び日当に関する法律(昭和二
十二年法律第八十一号)の一部を
次のように改正する。

第一条第三号中「公共企業体の
役員及び職員」を「国が資本金の
二分の一以上を出資している法人

及び両議院の議長が協議して定め
る法人の役員及び職員」に改める。
第四条第三項中「委員会が審査
を行う場合においてその委員」を
「国会議員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月
一日から施行する。

2 国会議員互助年金法(昭和三十
三年法律第七十号)の一部を次の
ように改正する。

第十六条の次に次の一条を加え
る。

(公務傷病年金と障害補償との
調整)

第十六条の二 公務傷病年金は、
当該公務傷病年金を受ける者が
国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律(昭和二十二
年法律第八十号)第十二条の三の
規定に基づき両議院の議長が協
議して定めるところにより国家
公務員災害補償法(昭和二十六
年法律第九十一号)第十三条
の規定による障害補償に相当す
る補償を受ける場合には、その
補償が障法同条に規定する第一
種障害補償に相当する補償であ
るときはこれを認める事由が生
じた月の翌月から当該補償を受
ける間、その補償が同法同条に
規定する第二種障害補償に相当
する補償であるときはこれを認
める事由が生じた月の翌月から
六年間、当該公務傷病年金の年
額のうち第十條第二項の規定に
より加算された金額に相当する

金額の支給を停止する。
第十九条の次に次の一条を加え
る。

(公務による遺族扶助年金と遺
族補償との調整)

第十九条の二 前条第二項第四号
の規定による遺族扶助年金は、
当該遺族扶助年金を受ける者が
国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律第十二条の三の
規定に基づき両議院の議長が協
議して定めるところにより国家
公務員災害補償法第十五条の規
定による遺族補償に相当する補
償を受ける場合には、当該補償
を受ける事由が生じた月の翌月
から六年間、当該遺族扶助年金
の年額のうちその百七十の七
分に相当する金額の支給を停止
する。

理由
国会議員の議会雑費、通信費及び
審査雑費並びに国会の各派に対す
る立法事務費の額を改定し、公務上の
災害を受けた議員に対する補償の制
度を改定し、議員秘書の滞在雑費の額
を改定し、議員秘書に対する退職手
当の制度を設け、また、議院に出頭
した証人等に対する旅費等に関する
規定を整備する等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由で
ある。

金額の支給を停止する。
第十九条の次に次の一条を加え
る。

(公務による遺族扶助年金と遺
族補償との調整)

第十九条の二 前条第二項第四号
の規定による遺族扶助年金は、
当該遺族扶助年金を受ける者が
国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律第十二条の三の
規定に基づき両議院の議長が協
議して定めるところにより国家
公務員災害補償法第十五条の規
定による遺族補償に相当する補
償を受ける場合には、当該補償
を受ける事由が生じた月の翌月
から六年間、当該遺族扶助年金
の年額のうちその百七十の七
分に相当する金額の支給を停止
する。

理由
国会議員の議会雑費、通信費及び
審査雑費並びに国会の各派に対す
る立法事務費の額を改定し、公務上の
災害を受けた議員に対する補償の制
度を改定し、議員秘書の滞在雑費の額
を改定し、議員秘書に対する退職手
当の制度を設け、また、議院に出頭
した証人等に対する旅費等に関する
規定を整備する等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由で
ある。

本条施行に要する経費は、約四億
八千六十六万円である。

国会議員の歳費、旅費及び手当
等支給規程の一部を改正する規
程

国会議員の歳費、旅費及び手当等
支給規程(昭和二十二年七月十一日
両院議長協議決定)の一部を次の
ように改正する。

第四条中「二千六百円」を「三千三
百円」に改める。

第十条の二中「千円」を「千五百円」
に改める。

この規程は、昭和三十七年四月一
日から施行する。

附則
国会議員の公務上の災害に対す
る補償等に関する規程案

第一条 議長、副議長及び議員の公
務上の災害に対する補償並びに公
務上の災害を受けた議長、副議長
及び議員に対する福祉施設につい
ては、この規程に定めるものは
か、国家公務員災害補償法(昭和
二十六年法律第九十一号)の定
めるところの例による。

第二条 この規程において「公務上
の災害」とは、議長、副議長又は
議員として遂行すべき職務に起因
し、又は当該職務と相当因果関係
をもつて発生した負傷、疾病、廢
疾又は死亡をいう。

第三条 議長、副議長及び議員の公
務上の災害に対する補償の金額の
算定の基礎となる平均給与額は、
負傷若しくは死亡の原因である事
故発生の日又は診断によつて疾病

算定の基礎となる平均給与額は、
負傷若しくは死亡の原因である事
故発生の日又は診断によつて疾病

算定の基礎となる平均給与額は、
負傷若しくは死亡の原因である事
故発生の日又は診断によつて疾病

算定の基礎となる平均給与額は、
負傷若しくは死亡の原因である事
故発生の日又は診断によつて疾病

の発生が確定した日の属する月に
その者が受ける歳費月額を三十で
除して得た金額とする。

第四条 議長、副議長及び議員の公
務上の災害に対する補償の実施機
関は衆議院の議長、副議長及び議
員については衆議院、参議院の議
長、副議長及び議員については参
議院とし、その実施機関の機限
は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関の行なう公務上の
災害の認定、療養の方法、補償金
額の決定その他補償の実施につ
いては、衆議院の議長、副議長
及び議員については衆議院議長、
副議長及び議員については参議
院議長、参議院議長、副議長
及び議員については参議院議長
に審査の請求をすることができ
る。

2 前項の審査の請求があつたとき
は、衆議院議長又は参議院議長
は、その事実を審査決定し、理由
を附記した決定書を当該請求をし
た者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議の
ある者は、衆議院の議長、副議長
及び議員については衆議院議長
及び参議院議長、参議院議長、
副議長及び議員については参
議院議長に審査請求をすることが
できる。

2 前項の再審査の請求があつた
ときは、衆議院議長又は参議院
議長又は参議院議長に審査請求
委員会又は参議院議長に審査請
求委員会を、すみやかに、その事
実を審査して判定を行ない、請求
者及びその者に係る実施機関に
通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の判定に基づ
き、直ちに必要措置を講じなけ
ればならない。

第七条 議長、副議長及び議員の公
務上の災害に対する補償に関する
審査機関として、衆議院に衆議
院議員災害補償審査委員会を、参
議院に参議院議員災害補償審査委
員会を置く。

2 衆議院議員災害補償審査委員会
及び参議院議員災害補償審査委員
会の組織及び議事手続等につ
いては、各議院の議長が定める。

附則
この規程は、昭和三十七年四月一
日から施行する。

衆議院議員災害補償審査委員会
に関する件(案)

第一条 衆議院議員災害補償審査委
員会(以下「委員会」という)の
組織及び議事手続等については、
本件の定めるところによる。

第二条 委員会は、委員十一人をも
つて組織する。

2 委員は、衆議院議員の中から衆
議院議長が委嘱する者十名及び衆
議院事務局長をもつて充てる。

第三条 委員会に会長を置く。会長
は、委員である委員の中から、委
員が選挙する。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故がある場合において
は、委員である委員の中から会長
があらかじめ指名する委員が、会
長の職務を行なう。

しなれば、議事を開き議決する
ことができない。

3 委員会の議事は、会長を除く出
席委員の過半数でこれを決し、可
否同数のときは、会長の決する
ところによる。

第五条 委員会にその庶務をつかさ
どらせるため幹事及び書記各若干
人を置き、会長が衆議院事務局の
職員の中から命ずる。

附則
本件は、昭和三十七年四月一日か
ら施行する。

国会議員の秘書の退職手当支給
規程案

第一条 国会議員の秘書(以下「秘
書」という)が退職した場合にそ
の者(死亡による退職の場合に
は、その遺族)に支給する退職手
当については、この規程に定める
もののほか、国家公務員が退職し
た場合に国家公務員等退職手当法
(昭和二十八年法律第百八十二号。
以下「退職手当法」という)の規
定(同法第三条第二項、第七条第
五項、第七条の二、第八条第一項
及び第十三条並びに同法附則の規
定を除く)により支給する退職手
当の例による。

第二条 勤続期間が三年以下の秘書
が衆議院の解散による国会議員の
退職により退職した場合における
その者に対する退職手当の額は、
退職手当法第四条第一項第一号の
規定の例により計算した額とす
る。

2 過去の退職につきすでに前項の

規定の適用を受けた者が再び秘書
となつた場合において、その退職
の日の翌日から起算して三年以内
に再び同項の規定に該当すること
となるときは、同項の規定は、適
用しない。

第三条 勤続期間が十年以下の秘書
が国会議員の退職(国会議員互助年
金法(昭和三十三年法律第七十号)
第三条に規定する国会議員の退職
をいう。以下同じ)及び死亡並び
に当該秘書の傷病(国家公務員等
退職手当法施行令(昭和二十八年
政令第二百五十五号)第二条に規定
する傷病をいう)及び死亡以外の
事由により退職した場合における
その者に対する退職手当の額は、
退職手当法第三条第二項の規定の
例により計算した額とする。

第四条 勤続期間が二十年以上二十
五年未満の秘書が国会議員の退職
又は死亡により退職した場合にお
けるその者に対する退職手当の額
は、退職手当法第四条第一項の規
定の例により計算した額とする。

第五条 勤続期間が二十五年以上の
秘書が国会議員の退職又は死亡に
より退職した場合におけるその者
に対する退職手当の額は、退職手
当法第五条第一項の規定の例によ
り計算した額とする。

2 過去の退職につきすでに前項の
規定の適用を受けた者がその退職
の日の翌日から起算して一年以内
に再び秘書となり、その再び秘書
となつた日から起算して一年以内
に退職し、その退職が退職手当法
第五条第一項に規定する退職に該
当することとなる場合におけるそ

の者に対する退職手当の額は、同
法同条第一項及び第二項の規定の
例によらず、同法第三条第一項の
規定の例により計算した額とす
る。

3 第一項の規定の適用を受ける者
に対する退職手当の額の最高限度
額については、退職手当法第六条
の規定の例による。

第六条 任期満了又は衆議院の解散
による国会議員の退職により秘書
が退職した場合において、その者
が当該任期満了又は解散の日から
起算して四十日以内に再び秘書と
なつたときは、その者の在職期間
の計算については、その退職の日
以前の秘書としての引き続き在職
期間は、その再び秘書となつた日
以後の秘書としての在職期間に引
き続いたものとみなす。

2 前項の規定は、秘書を退職し、
引き続き秘書参事等(各議院の
議長若しくは副議長の秘書事務を
つかさどる各議院事務局の参事又
は内閣総理大臣、國務大臣、内閣
官房長官若しくは総理府総務長官
の秘書官をいう。以下同じ)とな
り、引き続き秘書参事等として在
職している者が、任期満了又は衆
議院の解散による議長又は副議長
である国会議員の退職があつた場
合において秘書参事(各議院の議
長又は副議長の秘書事務をつかさ
どる各議院事務局の参事をいう。
以下同じ)を退職し、その者が当
該任期満了又は解散の日から起算
して四十日以内に再び秘書となつ
た場合において、その秘書が退職した

日とその引き続いて秘書参事等となつた日とが同じ月に属するとき、又はその秘書参事が退職した日とその再び秘書となつた日とが同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

第七條 秘書が退職し、引き続き秘書参事等となり、引き続き秘書参事等として在職した後退職し、引き続き再び秘書となつた場合においては、その者の在職期間の計算については、その秘書参事等となる前の秘書としての引き続き在職期間に、その秘書参事等の退職に引き続き秘書としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、その秘書が退職した日とその引き続き秘書参事等となつた日とが同じ月に属するとき、又はその秘書参事等が退職した日とその引き続き再び秘書となつた日とが同じ月に属するとき、又はその秘書参事等が退職した日とその引き続き再び秘書となつた日とが同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

第八條 第六條又は前條の規定の適用を受けた秘書が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、その者にこれらの規定を適用しないで計算した退職手当の額の合計額より少ないときは、当該合計額をその者に対する退職手当の額とする。

第九條 秘書が退職した場合におけるその者に対する第二條から第五條まで又は前條の規定による退職手当は、退職手当法に規定する一般の退職手当とみなす。

第十條 任期満了又は衆議院の解散による国会議員の退職により秘書が退職した場合においては、その退職についての退職手当は、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書とならなかつた場合において支給し、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた場合においては支給しない。

第十一條 秘書が退職し、引き続き秘書参事等となつた場合においては、その退職についての退職手当は、その者が引き続き秘書参事等として在職した後退職したときに引き続き再び秘書とならなかつた場合において支給し、その者が引き続き再び秘書となつた場合においては支給しない。

第十二條 秘書参事等が退職し、その者が当該退職の日又はその翌日に再び秘書参事等となつた場合においては、第六條第二項前段、第七條前段並びに前條第一項前段及び第二項前段の規定の適用については、引き続き秘書参事等として在職したものとみなす。

第十三條 秘書がその在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合においては、当該刑に処せられた日を含む秘書としての引き続き在職期間に係る退職手当(退職手当法第十条の規定の例による退職手当を除く。)は、支給しない。

附則

1 この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)において秘書として在職している者の施行日前の秘書としての在職期で施行日まで現に引き続いていゝものは、施行日以後の秘書としての在職期間とみなす。

3 施行日以後において秘書がはじめて退職する場合におけるその者の当該退職に係る在職期間の計算については、前項に規定する場合のほか、施行日前における秘書(国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十二条の規定による国会議員の事務補助員を含む。以下「秘書等」という。)としての引き続き六箇月以上の在職期間(秘書等が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合における当該刑に処せられた日を含む)を引き続く在職期間及び秘書等が在職中刑事事件に関し起訴され、その判

決の確定前に退職した場合であつて、禁錮以上の刑に処せられたときの当該退職の日以前の引き続き在職期間を除く。)は、これを合算し、施行日以後において秘書がはじめて退職する場合における当該退職に係る在職期間に引き続くものとみなす。この場合において、当該施行日前における秘書等としての在職期間の計算については、退職手当法第七條第二項の規定の例によるものとする。

4 前項の規定により施行日前の秘書等としての在職期間を合算した場合において、同じ月が重複して合算されているときは、その同じ月の月数を当該合算された在職期間から除算するものとする。

国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程案(以下「秘書」という。)の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた秘書に対する福祉施設については、この規程に定めるもののほか、政府職員の例による。

第二条 この規程において「公務上の災害」とは、国会議員の職務遂行の便に供するための秘書として遂行すべき職務に起因し、又は当該職務と相当因果関係をもつて発生した負傷、疾病、廢疾又は死亡をいう。

第三条 秘書の公務上の災害に対する補償の金額の算定の基礎となる平均給与額は、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は

診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月にその者が受ける給料月額を三十で除して得た金額とする。

第四条 秘書の公務上の災害に対する補償の実施機関は、衆議院の秘書については衆議院、参議院の秘書については参議院とし、その実施機関の権限は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施については衆議院の議長、参議院の議長に参議院の請求をすることができ、

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その提案を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前條第二項の決定に異議のある者は、衆議院の秘書については衆議院議員秘書災害補償審査委員会に、参議院の秘書については参議院議員秘書災害補償審査委員会に再審査の請求をすることができ、

2 前項の再審査の請求があつたときは、衆議院議員秘書災害補償審査委員会又は参議院議員秘書災害補償審査委員会は、すみやかに、その提案を審査して判定を行ない、請求者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の判定に基づき、直ちに必要措置を講じなければならない。

第七条 秘書の公務上の災害に対する補償に関する審査機関として、衆議院に衆議院議員秘書災害補償審査委員会を、参議院に参議院議員秘書災害補償審査委員会を置く。
2 衆議院議員秘書災害補償審査委員会及び参議院議員秘書災害補償審査委員会の組織及び議事手続等については、各議院の議長が定める。

附則

この規程は、昭和三十七年四月一日から施行し、昭和三十五年十二月二十二日以後に生じた秘書の公務上の災害について適用する。

衆議院議員秘書災害補償審査委員会に関する件(案)

第一条 衆議院議員秘書災害補償審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び議事手続等については、本件の定めるところによる。
第二条 委員会は、委員十一人をもつて組織する。
2 委員は、衆議院議員の中から衆議院議長が委嘱する者十名及び衆議院事務局長をもつて充てる。
第三条 委員会に会長を置く。会長は、議員である委員の中から、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故がある場合において、議員である委員の中から会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を行なう。
第四条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員が六人以上出席

しなければ、議事を開き議決することができない。
3 委員会の議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五条 委員会にその庶務をつかさどらせるため幹事及び書記各若干人を置き、会長が衆議院事務局の職員の中から命ずる。

附則

本件は、昭和三十七年四月一日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千五百二人」を「千五百五十六人」に改める。

附則

この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、同年六月三十日までの間は、千五百五十一人とする。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。
本則中「七十人」を「七十一人」に改める。

附則

この規程は、昭和三十七年七月一日から施行する。

裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程案

裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程(昭和二十五年七月二十七日衆議院議長決定)の全部を改正する。

第一条 裁判官訴訟委員(以下「訴訟委員」という。)及びその職務を行なう予備費は、国会の閉会中その職務を行なうときは、その日数に応じて日額三千円の定額によつて職務雑費を受ける。
2 前項の職務雑費は、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和三十三年法律第百二十九号)の規定による審査雑費を受ける場合においては、受けることができない。
第二条 裁判官訴訟委員会の委員長は、国会の閉会中日額千五百円の定額によつて職務雑費を受ける。ただし、予算経理上の必要があるときは、両議院の議長が協議してこれを減額支給することができ

る。
前項の職務雑費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第八条の二の規定による議会雑費を受ける場合においては、受けることができない。
第三条 裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)第十一条の二の規定によつて支給する訴訟委員の派遣旅費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)第四条から第七条までの規定を準用する。

この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。
附則
この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

○福田委員長 たいだいまの庶務小委員長の報告に対し、何か御発言はございませんか。
○福田委員長 それでは、たいだいま庶務小委員長から報告がありました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について

ては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることとし、また、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案については、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに御異議ありませんか。
○福田委員長 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○福田委員長 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。なお、たいだいま決定いたしました三案は、本日の本会議に上程するに御異議ありませんか。
○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

また、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件、国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程制定の件、国会議員の秘書の退職手当支給規程制定の件、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程制定の件、裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程改正の件並びに裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案の通り改正または制定すべきものと決するに御異議ありませんか。
○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。なお、右各規程案は、議長において参議院議長と協議の上、決定すること

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。なお、右各規程案は、議長において参議院議長と協議の上、決定すること

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。なお、右各規程案は、議長において参議院議長と協議の上、決定すること

になりすから、御了承願います。
また、賄雑費支給の件は、小委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○鈴木(正)委員 本日の図書館運営小委員会におきまして、賄雑費支給の件について種々御協議を願いました結果、今年も図書館職員に対し、賄雑費を支給するに決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。
○福田委員長 ただいまの図書館運営小委員長の報告に対し、何か御発言はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 それでは、国立国会図書館職員に賄雑費支給の件は、小委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○福田委員長 次に、本日の議事日程第五ないし第七に対し、日本社会党の小林ちづ君から、また、議事日程第十に対し、日本社会党の平岡忠次郎君から、それぞれ討論の通告がございま

す。討論時間はおの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○福田委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○山崎事務総長 まず、日程第一でございますが、決算委員長の鈴木さんの御報告がございす。共産党が反対でございます。次に、日程第二は、修正の丹羽さんが御報告になります。共産党が反対でございます。次に、日程第三は、地方行政委員会理事の額嶺さんが御報告になります。反対は、社会党、民社、共産党でございます。次に、日程第四、第五、第六、第七を一括いたしました。商工委員会理事の長谷川さんが御報告になります。日程第四は……。

○前田(榮)委員 ちよつと……。
○福田委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕
○福田委員長 速記を始めて。
○山崎事務総長 日程第四は、修正でございます。これは全会一致でございます。それから日程第五、第六は、委員会否決でございます。否決という委員長報告に反対が、社会党と共産党でございます。それから日程第七は、反対が社会党、民社、共産党でございます。なお、討論は先ほど御決定の通りでございますが、日程第五、第六に賛成で、第七に反対の小林さんが

御討論なさいます。次に、日程第八でございますが、運輸委員長筒牛さんの御報告がございす。社会党、民社、共産党が反対でございます。次に、日程第九は、趣旨弁明を文教委員会理事の八木徹雄さんがなさいます。全会一致でございます。それから日程第十、第十一、第十二は、一括いたしました。大蔵委員長の小川さんが御報告になります。日程第十は、社会党、民社、共産党が反対でございます。日程第十一、第十二は、共産党が反対でございます。なお、日程第十につきまして、平岡さん反対討論をなさいます。次に、日程第十三は、建設委員会理事の松澤さんが御報告になります。全会一致でございます。引き続きまして、緊急上程で、先ほど御決定になりました。国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案と、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案と、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案の趣旨弁明がございす。これは佐々木理事がなさるのでございす。以上でございます。

佐藤敏人君、石井昌君及び岡林清英君から、それぞれ退職したいとの申し出がありますので、この御承認をお願いいたします。

次に、この後任及び現在欠員となっておりますが、去る二十六日、常任委員会専門員及び調査選考委員会において御選考願ったのでございす。お手元に配付いたしました。履歴の、曾根隆君を地方行政の専門員に、豊田薫君を外務の専門員に、丸山稻君を文教の専門員に、小西真一君を運輸の専門員に、大沢実君を予算の専門員に、それぞれ御選考下さったのでございす。以上、御選考を願うにございす。

次に、現在在職中の専門員の任期更新につきましては、選考委員会において、四月一日から起算して一年の者四年の者とに區別して、個々に御選考、御決定を願うのでございす。詳細は選考委員会の御決定に御一任願いたいと存じます。

次に、常任委員会の調査員任命についてでございますが、これにつきましても、選考委員会において御選考願ったのでありますが、事務局参事の長倉司郎君を建設委員会の調査員に任命したいので、御承認をお願いいたします。

○福田委員長 次に、事務局の人事承認の件についてであります。事務局総長の説明を求めます。

○山崎事務総長 まず、常任委員会の専門員について申し上げます。常任委員会専門員の圓地與四松君、

佐藤敏人君、石井昌君及び岡林清英君から、それぞれ退職したいとの申し出がありますので、この御承認をお願いいたします。

次に、この後任及び現在欠員となっておりますが、去る二十六日、常任委員会専門員及び調査選考委員会において御選考願ったのでございす。お手元に配付いたしました。履歴の、曾根隆君を地方行政の専門員に、豊田薫君を外務の専門員に、丸山稻君を文教の専門員に、小西真一君を運輸の専門員に、大沢実君を予算の専門員に、それぞれ御選考下さったのでございす。以上、御選考を願うにございす。

次に、現在在職中の専門員の任期更新につきましては、選考委員会において、四月一日から起算して一年の者四年の者とに區別して、個々に御選考、御決定を願うのでございす。詳細は選考委員会の御決定に御一任願いたいと存じます。

次に、常任委員会の調査員任命についてでございますが、これにつきましても、選考委員会において御選考願ったのでありますが、事務局参事の長倉司郎君を建設委員会の調査員に任命したいので、御承認をお願いいたします。

○福田委員長 次に、事務局の人事承認の件についてであります。事務局総長の説明を求めます。

○山崎事務総長 まず、常任委員会の専門員について申し上げます。常任委員会専門員の圓地與四松君、

佐藤敏人君、石井昌君及び岡林清英君から、それぞれ退職したいとの申し出がありますので、この御承認をお願いいたします。

○福田委員長 それでは、ただいま事務局総長から説明のありました人事の件は、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐々木(良)委員 人事案件承認に異議ありませんが、関連をして、先ほど国会議員並びに秘書の特遇の法案を出すことになりましたが、庶務小委員会においても希望いたしておりますので、国会議員の特遇問題について早急に抜本的調査をすることができるよう、一つ特段の御配慮をお願いいたします。

○福田委員長 ごもつともな御意見であります。事務総長の方で、特にまたそういう問題についてよく庶務小委員長と連絡をとって、話を進めてもらいたいと思ひます。

○安宅委員 それから、それに関連してですが、これは雇用形態は違いますが、宿舎の従業員、そういうことについても相当の対策をとられるよう、それも加えて一つ御検討願いたいと思ひます。

○佐々木(秀)委員 ただいま佐々木良作君並びに安宅君から御発言がありました。職員並びに宿舎の従業員の雇用の関係につきましては、早急にこれを皆様方と御協議願ひまして、待遇改善をいたしたい、こう考えております。

○福田委員長 それでは、御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、今後の常任委員会専門員等の人事の選考方針についてであります。常任委員長と緊密な連絡の上、選考委員会の手元で選考を進めることと、優秀な人材を登用するに努めるとともに、部内からの昇進を考慮することといたしたいと存じます。御異議ありませんか。

○福田委員長 それでは、ただいま事務局総長から説明のありました人事の件は、これを承認するに御異議ありませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○福田委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、時に明後三月三十一日土曜日午後一時から開会することいたします。

また、次回の委員会は、同日午前十一時理事会を開き、理事会散会后に委員会を開会することいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十七年三月三十一日印刷

昭和三十七年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局